

# ブータンの野球とソフトボールを支援する会 寄付金等取扱規定

## 第1条（目的）

この規程は、ブータンの野球とソフトボールを支援する会（以下「当会」）が受領する寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

## 第2条（寄附金の種類及び募集）

1. 当会が受領する寄附金の種類は次のとおりとする。
  - (1) 一般寄附金 寄附者が用途を特定せずに寄附した寄附金。
  - (2) 特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ用途を指定した寄附金。
2. この規定における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含む。
3. 当会は常時、寄附金を募ることができる。

## 第3条（寄付条件）

当会は、次の条件を付した寄附金は受け入れることができない。

- (1) 寄附後に寄附者が寄附の全部又は一部を取り消すこと。
- (2) 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
- (3) 寄附金を受入れることによって当会に財政負担を伴わせること。
- (4) その他当会の支援活動又は業務運営に支障があると代表が認める条件での寄付。

## 第4条（寄附金の用途）

1. 一般寄附金は、当会の支援活動又はその目的に要する管理費及び当会の維持費として使用する。
2. 特別寄附金は、寄附者の指定した用途のみに使用する。
3. 前項については、寄附者にこの規定を示す、或いはホームページ上に掲載することによって了解を得たものとする。

## 第5条（受領書等の送付）

1. 受領書を希望する寄附者に対しては受領書を送付する。
2. 前項の受領書には、寄附金額及びその受領年月日を掲載する。

## 第6条（個人情報保護）

寄附者に関する個人情報については、別に定めるプライバシーポリシーに基づき、細心の注意を払って情報管理に務める。

## 第7条（施行）

この規定は、2021年9月1日から施行する。